令和８年（フ）第１２３０号
千葉県市川市若宮３丁目10番７－103号　（若宮マンションＤ棟）
債務者　佐藤　和紫
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４２号
千葉県市川市欠真間２丁目28番19－110号（ローズガーデンＡ47）
債務者　小野　勝
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５１号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｈ棟602号
債務者　車田　利忠
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８１号
千葉県市原市東国吉949番地の１
債務者　田中　衛
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０２号
千葉県市原市五井西２丁目14番地17
債務者　森住　哲雄
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５４６号
神戸市垂水区向陽２丁目１番15号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３号
長崎県長崎市住吉町12番３号　オルテンシア３階301号、旧住所長崎県長崎市西山４丁目495番地１　田崎マンション左室
債務者　仙野浩一郎
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４６号
千葉県富津市岩瀬1035番地１　アートハウス201
債務者　石坂　泰彦
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第６４７号
京都府宇治市小倉町南浦113番地　富士ラビット小倉館120号、前住所京都府宇治市小倉町南堀池67番地の10
債務者　森田　昌裕
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７５０号
京都市南区東九条東岩本町31番地　東岩本市営住宅２棟　311号室
債務者　小山　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８８号
京都市南区東九条北松ノ木町28番地１　朝日プラザ鴨川Ⅱ320号室
債務者　宇津木三徳
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４３号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町18番地８
債務者　髙田　健斗
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
島根県仁多郡奥出雲町下阿井1248番地
債務者　藤原　慎一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２号
島根県松江市東津田町2168番地621　リプロ東津田101、住民票上の前住所島根県松江市浜乃木四丁目10番37号　コーポ速水第２－201号
債務者　神門　博人
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１２号
青森市堤町２丁目25番６－１号
債務者　桑村　広美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４６５号
神奈川県小田原市栢山3571番地　湯川借家
債務者　府川　末秋
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６０２５号
東京都板橋区大山金井町12－６－101
債務者　相澤ヒナリ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部